

平成 22 年 11 月 19 日

各 位

会 社 名 細谷火工株式会社
代表者名 代表取締役社長 島井 武四郎
(J A S D A Q ・ コード 4 2 7 4)
問合せ先 専務取締役 細谷 譲二
電 話 0 4 2 - 5 5 8 - 5 1 1 1

当社監査役に対する株主代表訴訟のお知らせ

当社は、平成 22 年 11 月 19 日に当社個人株主から当社監査役 3 名に対して損害賠償を請求する株主代表訴訟を提起した旨の平成 22 年 11 月 12 日付「訴訟告知書」を受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 原告

細谷 理一

2. 被告

当社監査役 瀧塚 道則

同 上 志村 実

同 上 安藤 隆允

3. 訴えの概要

平成 22 年 6 月 3 日、利益相反取引等により損害が生じたとして取締役らに対する損害賠償請求訴訟を、当時細谷火工株式会社の監査役であった原告が会社を代表して提起した。しかし、原告は同年 6 月 24 日の細谷火工株式会社定時株主総会において、監査役任期満了となり、監査役を退任し、新たに被告瀧塚道則及び同安藤隆允が監査役に選任された。被告らは、同年 7 月 1 日、監査役会を開催して、前件訴訟を取り下げを決定し、同年 7 月 6 日、前件訴訟は取り下げられた。而して、被告らは取下げに際し、十分な内容調査・検討を行わなかったとして、その行為は善管注意義務違反にあたり、被告らは連帯して 1 億 267 万円を賠償するように請求するものである。

4. 公告

当社は、官報にて公告を行なう予定であります。

5. 当社の見解

当社は、平成 22 年 8 月 23 日付で本訴訟の原告株主から監査役に任務懈怠行為による、善管注意義務違反があるとして、被告らを追及する訴訟を提起するよう、「提起請求」を受けました。しかし、株主の主張は理に反する虚構の上に成り立ったものであり、重大な瑕疵があるとして、その損害賠償請求訴訟を取り下げた監査役会の判断を支持し、善管注意義務違反はないものと判断しております。また原告株主に対して、平成 22 年 10 月 7 日付「不提訴通知書」にて通知してあります。

6. 業績に与える影響

本提訴は株主が監査役 3 名を訴えているものであり、当社の業績に影響は有りません。

以 上